

隠岐の島町上水道事業工事請負指名競争入札参加者選定要領

令和 3 年 11 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 隠岐の島町企業管理者が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者の選定については、隠岐の島町契約規則（令和 2 年隠岐の島町規則第 37 号）、隠岐の島町建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年隠岐の島町告示第 2 号。以下「審査要綱」という。）隠岐の島町建設工事入札参加資格者格付要領（平成 17 年隠岐の島町訓令第 3 号。以下「格付要領」という。）及び隠岐の島町建設工事入札参加者選定要領（平成 17 年隠岐の島町訓令第 4 号。以下「町選定要領」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(選定基準)

第 2 条 水道施設工事は、取水、浄水、配水等の施設を築造、設置する工事であり、以下の要件すべてを有している者の中から選定する。

(1) 水道施設工事の許可を有し、隠岐の島町建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年告示第 2 号)第 5 条に規定する名簿に登録された者（以下「資格名簿に登録されている者」という。）

(2) 町内に本社又は営業所のある者

2 水道施設工事のうち、導水管、送水管、配水管等の管路を布設する工事は、第 1 項に以下の要件を加えた者の中から選定する。

(1) 隠岐の島町水道事業指定給水装置工事事業者

(2) 当該年度において水道等緊急工事請負単価契約を締結している者

3 水道施設工事のうち、主たる工種が土木一式工事又は建築工事の場合は、第 1 項の要件に、「町選定要領」別表 1 の要件を追加する。

4 水道施設工事のうち造成、敷地内整備は土木一式工事とする。

5 水道施設工事のうち機械器具の設置については、当面の間、令和元年度から令和 3 年度に受注又は指名の実績のある島根県内業者を加えることができる。

6 水道施設工事のうち主たる工種が電気工事である場合は、以下の要件すべてを有している者の中から選定する。

尚、水位計や圧力計など複数の計装機器が連動して複数の機械を制御するものは計装工事とし、電気工事には該当しないものとする。

(1) 電気工事の許可を有し、資格名簿に登録されている者。

(2) 町内に本社又は営業所のある者

7 前項において、当面の間、令和元年度から令和 3 年度に受注又は指名の実績のある島

根県内業者を加えることができる。

(指名の審査)

第3条 請負対象設計額が2,500万円以上の指名競争入札による契約に係わる入札参加者の指名の審査は隠岐の島町入札参加者指名審査会にて行う。

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、隠岐の島町企業管理者が別に定める。

附 則

この訓令は令和4年4月1日から施行する。